指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16326	スズキ　ＣＢＡ－ＲＥ91Ｓ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
16327	スズキ　ＣＢＡ－ＲＦ91Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年七月二十九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16328	トヨタ　ＣＢＡ－ＧＲＪ150Ｗ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
16329	トヨタ　ＣＢＡ－ＧＲＪ151Ｗ	〃	〃
16330	トヨタ　ＣＢＡ－ＴＲＪ150Ｗ	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年七月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16331	アウディ　ＡＢＡ－８ＦＣＡＬＦ	アウディジャパン株式会社	東京都世田谷区尾山台２丁目30番地８号
16332	アウディ　ＡＢＡ－８ＦＣＡＫＦ	〃	〃
16333	アウディ　ＡＢＡ－８ＫＣＡＫＦ	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年八月五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16334	スバル　ＤＢＡ－ＶＡ９	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

○国土交通省告示第九百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年八月四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16335	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－１ＫＣＣＺ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地の10

○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
米沢市万世町梓山字稲荷山五八二四番三から同市万世町片子字梓山道北五三〇四番二まで	前	一〇・〇〇～一八・〇〇	七九・〇〇メートル
	後	一〇・〇〇～一二・〇〇	二・五四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久喜市大字下早見字大谷一六〇三番一地内	前	三〇一一・〇〇～三一一七・〇〇	〇・〇〇七キロメートル
	後	三〇一一・〇〇～三一一七・〇〇	〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号及び三百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山市赤田九八二番一から同市赤田九七八番一まで	前	二三・〇〇～二九・六〇	〇・〇五六メートル
	後	二三・〇〇～二六・五〇	〇・〇五六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号及び三百六十号	富山市赤田九四六番一から同市上袋六八七番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十四日